

(別 紙)

石川県新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資制度要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
石川県新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資制度要綱 1 目的 (略) 2 融資対象 次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。 (1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けていること(注1) (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等(売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という))の減少を要因としないものを除く)を受け、かつ次のいずれかに該当すること(注1) ① 売上高等減少率が15%以上であること ② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること (3) 次のいずれかに該当すること(注1)(注2) ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること 3 資金の使途 2. (1)及び(2)については、経営の安定に必要な事業資金 2. (3)については、事業資金 4 融資条件 (1) 融資限度額 6,000万円 (2)～(7) (略)	石川県新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資制度要綱 1 目的 (略) 2 融資対象 次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。 (1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けたもの(注1) (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等(売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という))の減少を要因としないものを除く)を受けたもので、売上高等減少率が15%以上のもの(注1) (3) 保険法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けたもの(注1)(注2) 3 資金の使途 経営の安定に必要な事業資金 4 融資条件 (1) 融資限度額 4,000万円 (2)～(7) (略)

第 5 号	第 6 号
5 信用保証 (略) 6 申込手続 保険法第2条第5項第4号、5号の規定による市町の認定を受けたものは、市町の認定書の写し及び借入申込書(別記様式第1)の写しに計画書を添え、金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。<u>ただし、保険法第2条第5項第5号の規定による市町の認定を受けたもののうち、売上高等の減少率が15%未満のものは、売上高減少要件確認書を添付するものとする。</u> <u>保険法第2条第5項第4号、5号の規定による市町の認定を受けていないものは、借入申込書(別記様式第1)の写し及び計画書に売上高減少要件確認書を添え、金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。</u> 7 金融機関の責務及び報告 (略) 8 取扱期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに石川県信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。 注1:(略) 注2:<u>保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)</u>に限る。 注3:次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。 ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から<u>経営者保証免除対応</u>確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。 ② (略)	5 信用保証 (略) 6 申込手続 保険法第2条第5項第4号、5号、<u>第6項</u>の規定による市町の認定書の写し及び借入申込書(別記様式第1)の写しに計画書を添え、金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。 7 金融機関の責務及び報告 (略) 8 取扱期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに石川県信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。<u>ただし、2(3)の認定を受けたものについては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が定めた期間内(当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。)</u>により融資実行されたものとする。 注1:(略) 注2:<u>本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱(平成29年10月25日付け 20171023 中企庁第1号)を適用しないものとする</u> 注3:次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。 ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。 ② (略)

新	旧
附 則 本要綱に定める制度は国が定める「伴走支援型特別保証制度」に対応するものである。 附 則 本要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 本要綱は、令和3年8月16日から施行する。 <u>附 則</u> <u>本要綱は、令和4年2月1日から施行する。</u>	附 則 本要綱に定める制度は国が定める「伴走支援型特別保証制度」に対応するものである。 附 則 本要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 本要綱は、令和3年8月16日から施行する。